

学校いじめ防止基本方針

～すべての生徒が生き生きとした学校生活を送れるように～



令和5年8月改定(案)

北海道森高等学校

◆ はじめに ◆

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットでの新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せています。こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップの下、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。このため、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を「学校いじめ防止基本方針」として示し、いじめ問題を学校全体、また社会全体で正しく理解し、克服することを目指してまいります。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせる恐れがあり、決して許されるものではありません。したがって本校では、生徒がいじめを行ったり、いじめを放置したりすることがないよう、いじめに関する生徒の理解を深め、学校、家庭、地域が一体となって、継続した未然防止、早期発見、早期対応を行います。

●いじめとは（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 【「北海道いじめの防止等に関する条例」より】

●いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえて対応することや、事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応することが大切です。そのため、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組めます。いじめには様々な特質があり、以下の①～⑨は、学校、家庭、地域がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。
- ⑤ いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

●いじめの内容

具体的ないじめの態様としては次のようなものがある。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

いじめの態様について、その行為が犯罪行為※として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要です。

※いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

- 強制わいせつ（刑法第 176 条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第 202 条） 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法第 208 条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第 222 条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第 223 条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第 249 条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条） スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。

●いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- ・ いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ・ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

●いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の①と②の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切です。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

Ⅱ いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題において、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、生徒が発達段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめ問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育むことが大切です。

Ⅲ 早期発見（「いじめ見逃し0」の徹底）

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切です。

・いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人を目に付きにくい時間や場所を選んで行われます。

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- ② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》

・いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、次のような心理が働きます。

- ① 親に心配をかけたくない。
- ② いじめられる自分はダメな人間だ。
- ③ 訴えても大人は信用できない。
- ④ 訴えたらその仕返し怖い。

・インターネット上のいじめは最も見えにくい

インターネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えません。家庭と連携し、家庭内において普段とは違う様子が見られた場合は、即座に学校と家庭が連絡を取り合うなど、普段からの関係強化に努めていきます。

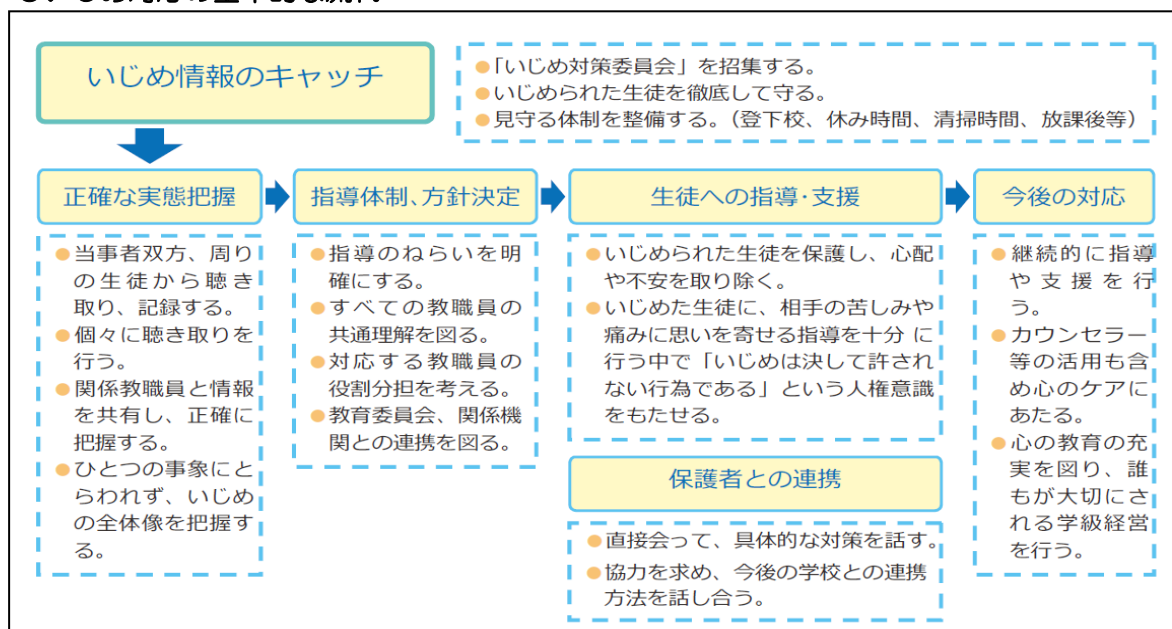
・相談しやすい環境づくりを進めるためには

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うことが大切です。

Ⅳ 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、年次及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

●いじめ対応の基本的な流れ



Ⅴ インターネット上のいじめへの対応

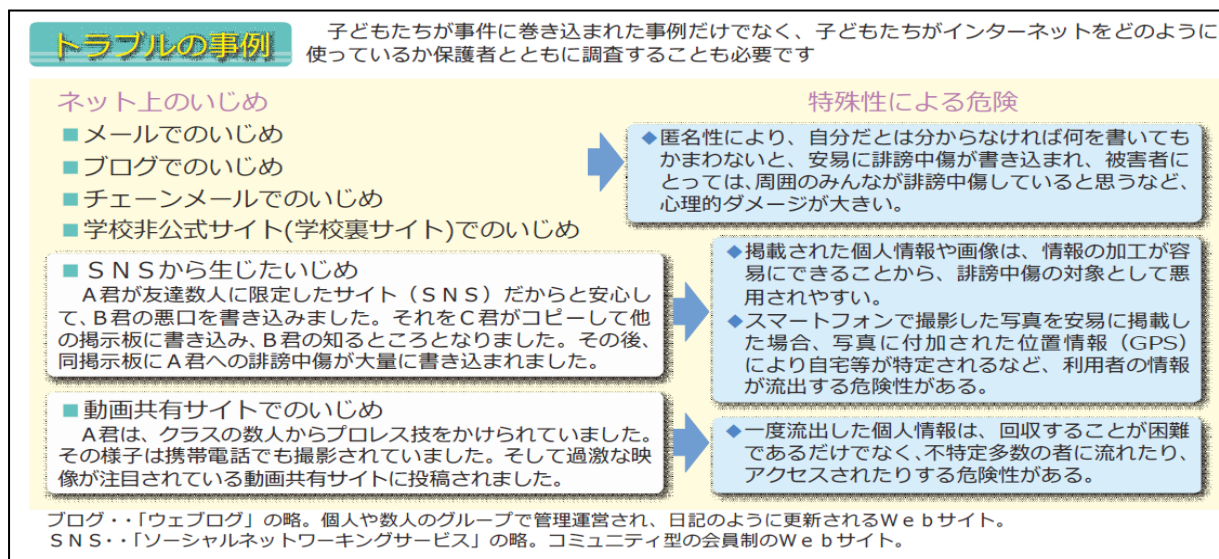
インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。

未然防止には、本校の校則にある意図、また生徒のパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。早期発見には、メールを見たときの表情の変化やスマートフォン等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠です。

「インターネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。また、インターネット上では、一度拡散した情報を消去することが難しいことや、インターネット上のいじめや不適切な行為が被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える危険性について生徒に啓発します。

●ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷をインターネット上に書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。



●未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方からの指導を行います。

- ① 生徒のパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うことを依頼する。
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること。
- ④ 家庭ではメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づいたときは、躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談することを依頼する。
- ⑤ インターネットの特殊性を踏まえて指導すること。
 - ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
 - ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
 - ・違法情報や有害情報が含まれていること。
 - ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
 - ・一度拡散した情報は、簡単には消去できないこと。

●書き込みや画像の削除に向けて

被害者の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行います。

VI いじめ問題に取り組む体制の整備

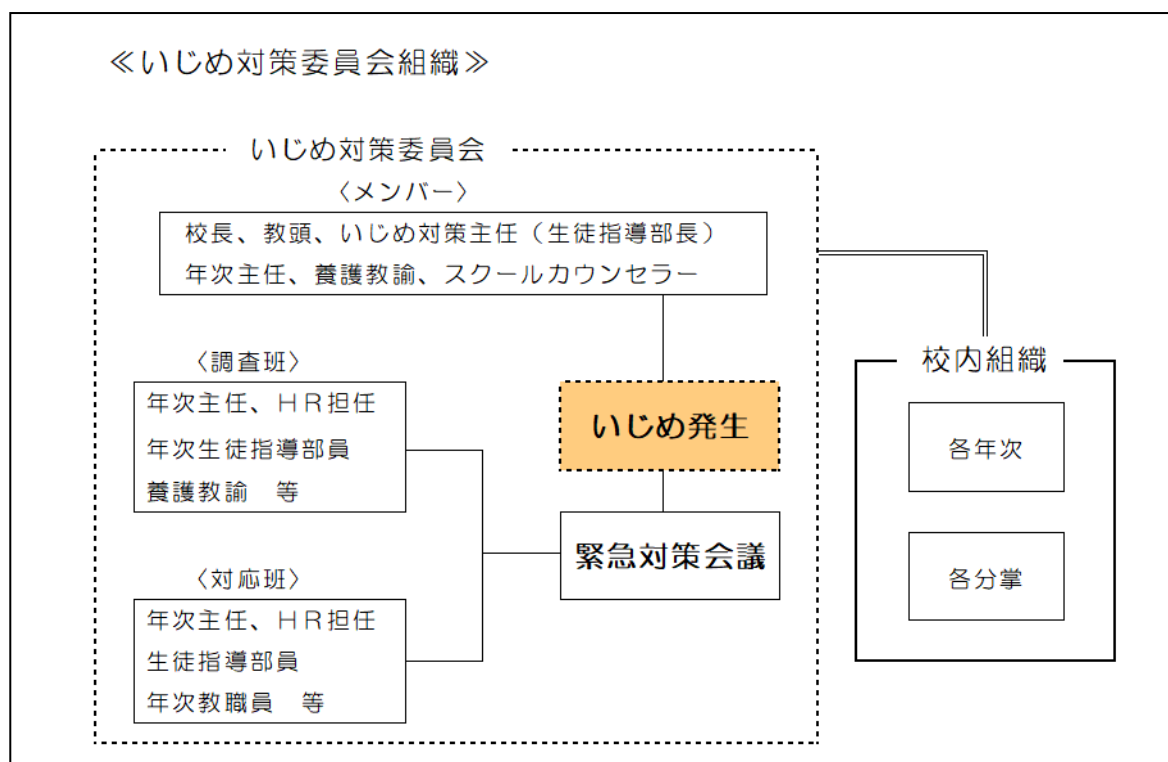
いじめ問題への取組にあたっては、学校のリーダーシップの下に「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要があります。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められます。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。また、組織が有効に機能しているかについて、「学校いじめ防止基本方針」も含めた、点検・評価・見直しを年度末に行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開します。

●いじめ対策委員会の設置について

いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、いじめ対策主任（生徒指導部長）、年次主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置します。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することを考えます。

いじめ対策委員会では未然防止に係る体制の整備や方策の立案、早期発見に係る情報の収集やいじめに関係する生徒・保護者との相談・支援、関係機関との連携に当たります。



※定例のいじめ対策会議は、年4回（考査時期を目安に）程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対策会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編成し対応する。

【調査班】 被害生徒、加害生徒の確認。いじめ事案の状況（時間・場所）、内容の調査、いじめの背景、要因、期間等の調査

被害生徒の状況の確認。被害生徒、保護者への聴き取り

加害生徒の状況の確認。加害生徒、保護者への聴き取り

その他、関係する生徒への聴き取り

【対応班】 調査班の報告より決定した指導方針に応じた指導体制を編成、いじめに解消に向けた指導

※いじめ対策委員会での内容や事案に応じた対応については、職員会議において報告し、周知徹底する。

●年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があります。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組めます。また、計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進します。

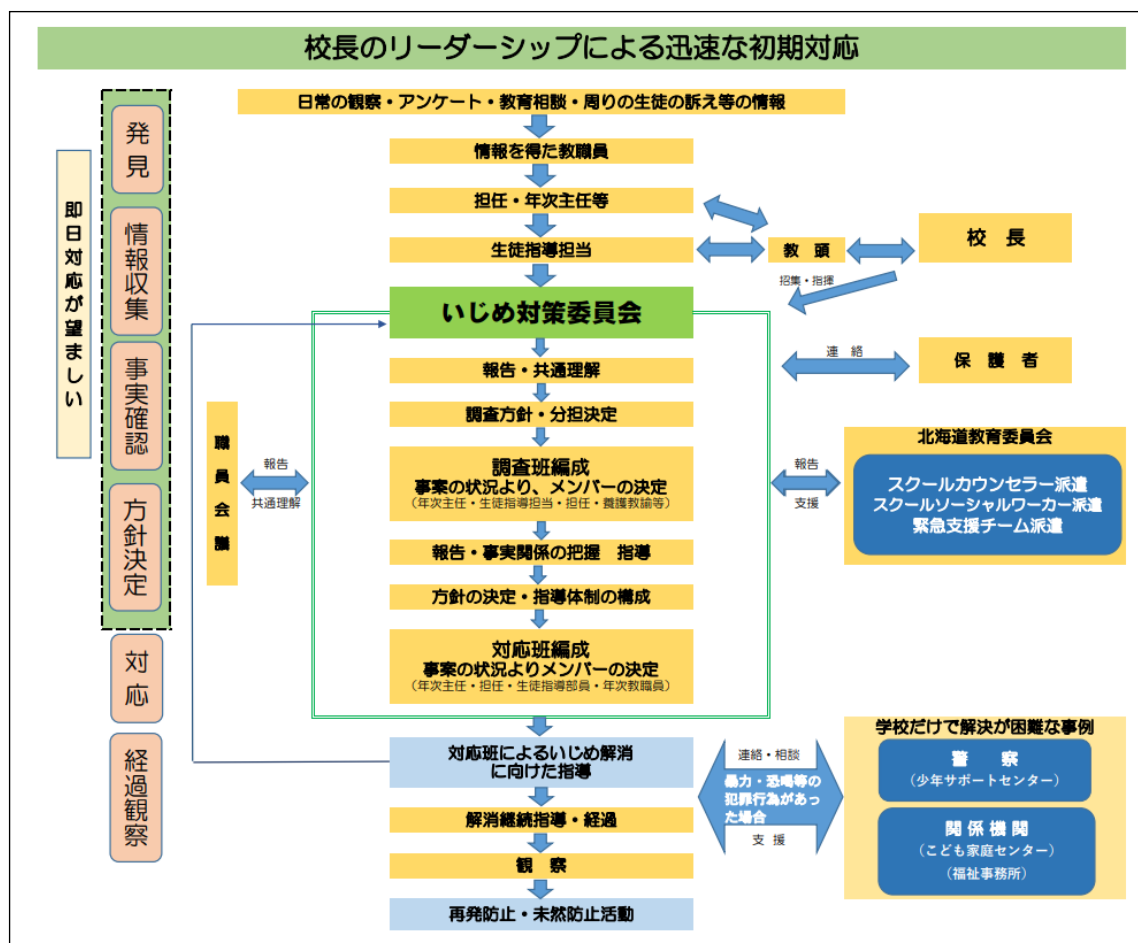
《年間指導計画例》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事案発生時、緊急対策会議開催（随時）												
職員会議等	いじめ対策委員会会議 ・指導方針 ・指導計画	PTA総会 での保護者 向け啓発	いじめ対策委員会会議 ・情報提供 ・計画確認					いじめ対策委員会会議 ・情報提供 ・計画確認			いじめ対策委員会会議 ・情報提供 ・今年度の 総括と次 年度に向 けて	
防止対策	コミュニケーション （全年度・産社）	ステップ アッププロ グラム （全年度）	校内研修				見学旅行 に向けて （2年次）		ステップ アッププロ グラム （全年度）			新入生 オリエン テーション
早期発見		いじめ 実態調査	面談週間			面談週間	いじめ 実態調査	面談週間			面談週間	

VII いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、学校のいじめ対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。

校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組みます。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

●生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

速やかに北海道教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたります。

事案によっては、年次及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施します。

事案によってはマスコミ対応も考えられます。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努めます。

●警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切です。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応します。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報し、連携して対応します。

●地域等その他関係機関等との連携について

必要に応じて、児童家庭支援センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応します。

Ⅷ 教職員の研修の充実

本方針を活用した校内研修を定期的実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身につけるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に推進していきます。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮をしていきます。

Ⅸ 「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し

「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しは毎年度行うことを基本とし、年度末に「いじめ対策委員会」を中心に点検・見直しを行います。結果については職員会議を経て、家庭、地域にも広く周知し、共通理解の下、学校・家庭・地域が一体となった取組を展開していきます。

※「北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）」に基づき改定

(別紙1)

○日常の指導体制・役割について（いじめの未然防止・早期発見）

